

令和 2 年度伊平屋村資金不足比率の修正

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定しました、令和 2 年度決算に基づく資金不足比率は、次のとおりです。

特別会計の名称	資金不足比率（％）		備 考
	修正前	－	
船舶運航事業特別会計	修正後	10.3	法令 1 7 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 経営健全化基準は「2 0 %」です。